

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
多久市	納所地区(裏納所集落、大門集落、大畑集落、平林集落、北坊集落、平合集落、松瀬集落、柳瀬集落)	令和3年3月31日	年 月 日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	184ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	119ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	13ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	9ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	2ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 (備考)	2ha

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
 注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

・今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、75才以上で後継者未定及び不明の農業者の耕作面積の方が、納所地区全体で10ha多く、新たな農地の受け手の確保が必要。
 ・水田についてはほとんどが、集落営農組合による耕作となっており、その会員が高齢化している。
 ・樹園地については、地区内に中心経営体がおらず、現状維持が精一杯の状況である。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

・納所地区(裏納所集落、大門集落、大畑集落、平林集落、北坊集落、平合集落、松瀬集落、柳瀬集落)の水稻・麦・大豆を耕作している入作以外の認定農業者全員が営農組織の構成員でもあるため、営農組合が中心となって担っていくほか、認定新規就農者などの受入れを促進することにより対応していく。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
 注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	いちご	0.08 ha	いちご	0.08 ha	裏納所集落、大門集落、大畑集落、平林集落、北坊集落、平台集落、松瀬集落、柳瀬集落
		水稲・麦・大豆	6.97 ha	水稲・麦・大豆	7.27 ha	
認農	B	水稲・麦・大豆	9.20 ha	水稲・麦・大豆	9.20 ha	裏納所集落、大門集落、大畑集落、平林集落、北坊集落、平台集落、松瀬集落、柳瀬集落
認農	C	水稲・麦・大豆	4.50 ha	水稲・麦・大豆	4.50 ha	裏納所集落、大門集落、大畑集落、平林集落、北坊集落、平台集落、松瀬集落、柳瀬集落
		いちご	0.14 ha	いちご	0.25 ha	
認農	D	水稲・麦・大豆	4.43 ha	水稲・麦・大豆	4.43 ha	裏納所集落、大門集落、大畑集落、平林集落、北坊集落、平台集落、松瀬集落、柳瀬集落
		露地みかん・枇杷・野菜瓜	15.18 ha	露地みかん・枇杷・野菜瓜	15.18 ha	
認農	E	水稲・麦・大豆	6.82 ha	水稲・麦・大豆	6.82 ha	裏納所集落、大門集落、大畑集落、平林集落、北坊集落、平台集落、松瀬集落、柳瀬集落
		アスパラ	0.29 ha	アスパラ	0.29 ha	
認農	F	いちご	0.30 ha	いちご	0.30 ha	裏納所集落、大門集落、大畑集落、平林集落、北坊集落、平台集落、松瀬集落、柳瀬集落
認農	G	水稲・麦・大豆	7.32 ha	水稲・麦・大豆	7.32 ha	裏納所集落、大門集落、大畑集落、平林集落、北坊集落、平台集落、松瀬集落、柳瀬集落
認農	H	水稲・麦・大豆	7.21 ha	水稲・麦・大豆	7.21 ha	裏納所集落、大門集落、大畑集落、平林集落、北坊集落、平台集落、松瀬集落、柳瀬集落
		アスパラ	0.32 ha	アスパラ	0.32 ha	
認農	I	水稲・麦・大豆	5.91 ha	水稲・麦・大豆	5.91 ha	裏納所集落、大門集落、大畑集落、平林集落、北坊集落、平台集落、松瀬集落、柳瀬集落
		いちご	0.10 ha	いちご	0.10 ha	
認農	J	水稲・麦・大豆	8.96 ha	水稲・麦・大豆	10.16 ha	裏納所集落、大門集落、大畑集落、平林集落、北坊集落、平台集落、松瀬集落、柳瀬集落
認農	K	アスパラ・ナス	2.30 ha	アスパラ・ナス	2.30 ha	裏納所集落、大門集落、大畑集落、平林集落、北坊集落、平台集落、松瀬集落、柳瀬集落
認農	L	水稲・麦・大豆	5.80 ha	水稲・麦・大豆	6.00 ha	裏納所集落、大門集落、大畑集落、平林集落、北坊集落、平台集落、松瀬集落、柳瀬集落
認農	M	水稲・麦・大豆	8.64 ha	水稲・麦・大豆	8.64 ha	裏納所集落、大門集落、大畑集落、平林集落、北坊集落、平台集落、松瀬集落、柳瀬集落
認就	N	いちご	0.11 ha	いちご	0.20 ha	裏納所集落、大門集落、大畑集落、平林集落、北坊集落、平台集落、松瀬集落、柳瀬集落
認就	O	アスパラ	0.16 ha	アスパラ	0.30 ha	裏納所集落、大門集落、大畑集落、平林集落、北坊集落、平台集落、松瀬集落、柳瀬集落
認就	P	水稲・大豆	1.00 ha	水稲・大豆	1.00 ha	裏納所集落、大門集落、大畑集落、平林集落、北坊集落、平台集落、松瀬集落、柳瀬集落
		アスパラ	0.28 ha	アスパラ	0.28 ha	
集	Q	水稲・大豆	18.97 ha	アスパラ・ナス	18.97 ha	裏納所集落、大門集落、大畑集落、平林集落、北坊集落、平台集落、松瀬集落、柳瀬集落
計	17人		114.99 ha		117.03 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

<p>農地の貸付け等の意向 貸付け等の意向が確認された農地は、6筆、11,891㎡となっている。</p>
<p>営農組合についての取組方針 会員の減少・高齢化などの課題解決に向け、持続可能な営農体制整備について話し合いを行っていく。また、その延長線上にある組織の法人化についても視野に入れながら話し合う。</p>
<p>農地中間管理機構の活用方針 農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、農地を機構に貸し付けて、さらなる集積や集約化を目指していく。 また、中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて確実な中心経営体への貸付けを進めていく。</p>
<p>多面的機能支払交付金の活用方針 多面的機能支払交付金事業を今後も積極的に活用して、農地、水路、農道などの維持管理を図っていく。</p>
<p>樹園地の取組方針 園地流動化などによる担い手の確保等について、各集落で話し合いを深めていく。</p>

（参考）農地の貸付け等の意向（任意記載事項）

	農地の所在（地番）	貸付け等の区分（㎡）		
		貸付け	作業委託	売渡
1	納所6230	1,042		
2	納所2301-1	700		
3	納所6249	2,017		
4	納所6253	4,405		
5	納所6311	2,621		
6	納所493	1,106		
7				
8				
9				
10				
11				
12				
	計	11,891		

注：農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

（留意事項）

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
多久市	洪水地区(洪水集落)	令和3年3月31日	年 月 日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	15ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	15ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	0ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 (備考)	0ha

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

・担い手への集積が進んでいるが、さらなる集積については困難になりつつある。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

・水田利用は、中心経営体である認定農業者1経営体が担っていくほか、入作を希望する認定農業者などの受入れを促進することにより対応していく。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	水稲・飼料作物 酪農	13.00 ha - ha	水稲・飼料作物 酪農	13.00 ha - ha	渋木集落
計	1人		13.00 ha		13.00 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

地主の役割について取組方針

水田利用について、地主は預けるだけでなく、畦畔などの草刈りや水管理など出来ることをやる仕組みを集落(地域)で構築するための検討を行っていく。

農地中間管理機構の活用方針

農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、農地を機構に貸し付けて、さらなる集積や集約化を目指していく。

また、中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて確実な中心経営体への貸付けを進めていく。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m ²)		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
6				
	計			

注: 農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
多久市	古賀一区地区(古賀一区集落)	令和3年3月31日	年 月 日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	29ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	20ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	3ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	3ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 (備考)	2ha

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

- ・今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、75才以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が、1ha多く、新たな農地の受け手の確保が必要。
- ・担い手への集積が進んでいるが、さらなる集積については困難になりつつある。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・水田利用は、中心経営体である集落の認定農業者1経営体のほか、営農組合及び入作の認定農業者2経営体が担っていくほか、さらに入作を希望する認定農業者などの受入れを促進することにより対応していく。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	水稲	5.14 ha	水稲	7.27 ha	古賀一区集落
		みかん	0 ha	玉ねぎ	0.50 ha	
認農	B	水稲	2.13 ha	水稲	2.13 ha	古賀一区集落
認農	C	麦	4.54 ha	麦	4.54 ha	古賀一区集落
集	D	米・麦	10.68 ha	米・麦	10.68 ha	古賀一区集落
計	4人		22.49 ha		25.12 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

地主の役割について取組方針

水田利用について、地主は預けるだけでなく、畦畔などの草刈りや水管理など出来ることをやる仕組みを集落(地域)で構築するための検討を行っていく。

農地中間管理機構の活用方針

農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、農地を機構に貸し付けて、さらなる集積や集約化を目指していく。

また、中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて確実な中心経営体への貸付けを進めていく。

多面的機能支払交付金の活用方針

多面的機能支払交付金事業を今後も積極的に活用して、農地、水路、農道などの維持管理を図っていく。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m ²)		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
6				
	計	0		

注: 農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
多久市	古賀二区東地区(古賀二区東集落)	令和3年3月31日	年 月 日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	7ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	4ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	0ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 (備考)	0ha

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

・水田利用については、わずかに営農組合が担っているものの、集落内に認定農業者などの担い手がいないため、中心経営体への農地の集積が進んでいない。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

・水田利用は、営農組合が担っていくほか、入り作の認定農業者などの受入れを促進することにより対応していく。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
集	A	米・麦	0.25 ha	米・麦	0.25 ha	古賀二区東集落
計	1人		0.25 ha		0.25 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>農地の貸付け等の意向 貸付け等の意向が確認された農地は、2筆、4,307㎡となっている。</p>
<p>地主の役割について取組方針 水田利用について、地主は預けるだけでなく、畦畔などの草刈りや水管理など出来ることをやる仕組みを集落(地域)で構築するための検討を行っていく。</p>
<p>農地中間管理機構の活用方針 農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、農地を機構に貸し付けて、集積や集約化を目指していく。</p>
<p>多面的機能支払交付金の活用方針 多面的機能支払交付金事業を今後も積極的に活用して、農地、水路、農道などの維持管理を図っていく。</p>

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(㎡)		
		貸付け	作業委託	売渡
1	別府2949-729	1,293		
2	別府2949-730	3,014		
3				
4				
5				
6				
	計	4,307		

注: 農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。
なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
多久市	別府一区地区(別府一区集落)	令和3年3月31日	年 月 日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	6ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	4ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	1ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 (備考)	0ha

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

- ・今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、75才以上で後継者不明の農業者の耕作面積の方が、1ha多く、新たな農地の受け手の確保が必要。
- ・水田利用については、わずかに入作の法人の認定農業者が担っているものの、集落内に認定農業者などの担い手が不在により、中心経営体への農地の集積が進んでいない。
- ・農家数が少なく、農地の保全管理への認識が薄い。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・水田利用については、集落内に中心経営体がないため、入り作の法人の認定農業者1経営体が担っていくほか、入作を希望する認定農業者などの受入れを促進することにより対応していく。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認定 法	A	大豆	0.30 ha	大豆	0.30	別府一区集落
計	1人		0.30 ha		0.30 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

地主の役割について取組方針
水田利用について、地主は預けるだけでなく、畦畔などの草刈りや水管理など出来ることをやる仕組みを集落(地域)で構築するための検討を行っていく。

農地中間管理機構の活用方針
農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、農地を機構に貸し付けて、集積や集約化を目指していく。

多面的機能支払交付金の活用方針
多面的機能支払交付金事業を今後も積極的に活用して、農地、水路、農道などの維持管理を図っていく。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m ²)		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
6				
	計			

注: 農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
多久市	別府二区地区(別府二区集落)	令和3年3月31日	年 月 日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	5ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	4ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	2ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 (備考)	0ha

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

- ・今後中心経営体が引き受けざる意向のある耕作面積よりも、75才以上で後継者未定及び不明の農業者の耕作面積の方が、2ha多く、新たな農地の受け手の確保が必要。
- ・集落内に認定農業者などの担い手が不在である。
- ・集落営農組合や入作の認定農業者などによる担い手への集積が進んでいるが、さらなる集積については困難になりつつある。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・水田利用は、集落内に中心経営体がないため、営農組合や入作の認定農業者など3経営体が担っていくほかさらに入り作の認定農業者などの受入れを促進することにより対応していく。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法	A	麦・大豆	1.00 ha	麦・大豆	1.00 ha	別府二区集落
認農	B	水稲・麦・大豆	0.28 ha	水稲・麦	0.34 ha	別府二区集落
認農	C	水稲・麦	0.29 ha	水稲・麦	0.29 ha	別府二区集落
集	D	米・麦	0.12 ha	米・麦	0.12 ha	別府二区集落
計	4人		1.69 ha		1.75 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

地主の役割について取組方針
水田利用について、地主は預けるだけでなく、畦畔などの草刈りや水管理など出来ることをやる仕組みを集落(地域)で構築するための検討を行っていく。

農地中間管理機構の活用方針
農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、農地を機構に貸し付けて、集積や集約化を目指していく。

多面的機能支払交付金の活用方針
多面的機能支払交付金事業を今後も積極的に活用して、農地、水路、農道などの維持管理を図っていく。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m ²)		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
6				
	計			

注: 農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
多久市	別府三区地区(別府三区集落)	令和3年3月31日	年 月 日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	26ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	17ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	3ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 (備考)	3ha

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

・耕作地については、圃場整備が完了している整形の耕地が多く、担い手への集積が進んでいるが、さらなる集積については困難になりつつある。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

・水田利用は、中心経営体である集落の認定農業者1経営体のほか、営農組合及び入作の認定農業者等の5経営体が担っていく。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	肉用牛	- ha	肉用牛	- ha	別府三区集落
認農	B	水稲	1.21 ha	水稲	2.00 ha	別府三区集落
		花き・きのこ類・ミニトマト	1.37 ha	花き・きのこ類・ミニトマト	1.37 ha	
認農法	C	水稲・麦・大豆	6.00 ha	水稲・麦・大豆	6.00 ha	別府三区集落
認農	D	水稲・大豆	2.27 ha	水稲・大豆	2.92 ha	別府三区集落
認農	E	水稲・麦	0.22 ha	水稲・麦	0.22 ha	別府三区集落
到達	F	水稲	0.93 ha	水稲	0.93 ha	別府三区集落
認農	G	水稲・麦・大豆	10.66 ha	水稲・麦	13.02 ha	別府三区集落
集	H	米・麦	0.28 ha	米・麦	0.28 ha	別府三区集落
集	I	水稲・麦	0.99 ha	水稲・麦	0.99 ha	別府三区集落
計	9人		23.93 ha		27.73 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向

貸付け等の意向が確認された農地は、2筆、2,314㎡となっている。

地主の役割について取組方針

水田利用について、地主は預けるだけでなく、畦畔などの草刈りや水管理など出来ることをやる仕組みを集落(地域)で構築するための検討を行っていく。

農地中間管理機構の活用方針

農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、農地を機構に貸し付けて、さらなる集積や集約化を目指していく。

また、中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて確実な中心経営体への貸付けを進めていく。

多面的機能支払交付金の活用方針

多面的機能支払交付金事業を今後も積極的に活用して、農地、水路、農道などの維持管理を図っていく。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(㎡)		
		貸付け	作業委託	売渡
1	別府5253	1,330		
2	別府6965	984		
3				
4				
5				
6				
	計	2,314		

注: 農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
多久市	羽佐間地区(羽佐間集落)	令和3年3月31日	年 月 日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	50ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	31ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	5ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	2ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 (備考)	1ha

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
 注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

- ・今後中心経営体が引き受けざる意向のある耕作面積よりも、75才以上で後継者未定及び不明の農業者の耕作面積の方が、2ha多く、新たな農地の受け手の確保が必要。
- ・今後10年はいいが、その後の後継者が問題となってくる。
- ・現在の個人での営農では立ち行かなくなってくるので、何かしらの組織が必要では。
- ・鳥獣等被害(イノシシやジャンボタニシ)がある。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・水田利用は、中心経営体である集落の認定農業者1経営体のほか、営農組合及び入作の認定農業者等3経営体が担っていくほか、さらに入作を希望する認定農業者などの受入れを促進することにより対応していく。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
 注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	水稲・麦・大豆	2.71 ha	水稲・麦・大豆	4.22 ha	羽佐間集落
認農法	B	水稲・麦・大豆	2.00 ha	水稲・麦・大豆	2.00 ha	羽佐間集落
認農	C	米・麦・大豆	0.68 ha	米・麦・大豆	0.83 ha	羽佐間集落
認農	D	米・麦・大豆	0.77 ha	米・麦・大豆	0.77 ha	羽佐間集落
集	E	米・麦	12.73 ha	米・麦	12.73 ha	羽佐間集落
計	5人		18.89 ha		20.55 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>農地の貸付け等の意向 貸付け等の意向が確認された農地は、6筆、7,424㎡となっている。</p>
<p>持続的営農体制整備に向けた取組方針 担い手の農地の引き受け困難や高齢化及び減少問題などに対して課題解決するため、持続可能な農業の担い手の検討。また、地主の役割として、丸投げではなく、畦畔などの草刈りや水管理など出来ることをやる仕組みについて集落(地域)で話し合いを行っていく。</p>
<p>農地中間管理機構の活用方針 農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、農地を機構に貸し付けて、さらなる集積や集約化を目指していく。 また、中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて確実な中心経営体への貸付けを進めていく。</p>
<p>多面的機能支払交付金の活用方針 多面的機能支払交付金事業を今後も積極的に活用して、農地、水路、農道などの維持管理を図っていく。</p>
<p>鳥獣被害防止対策の取組方針 ジャンボタニシ被害防止のための検討を行う。</p>

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(㎡)		
		貸付け	作業委託	売渡
1	別府6838	2,782		
2	別府6837	1,283		
3	別府6870	1,006		
4	部府954	602		
5	別府1365	532		
6	部府3540-1	1,219		
	計	7,424		

注: 農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載する必要があります。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
多久市	石原地区(石原集落)	令和3年3月31日	年 月 日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	4ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	4ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	0ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 (備考)	0ha

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
 注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

・耕作地については、圃場整備が完了している整形の耕地が多く、担い手への集積が進んでいるが、さらなる集積については困難になりつつある。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

・水田利用は、中心経営体である集落の基本構想水準到達者1経営体のほか、営農組合及び入り作の基本構想水準到達者1経営体が担っていく。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
 注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
集	A	水稲・麦	0.3 ha	水稲・麦	0.3 ha	石原集落
到達	B	水稲	0.02 ha	水稲	0.02 ha	石原集落
		花き	0.30 ha	花き	0.30 ha	
到達	C	水稲	0.32 ha	水稲	0.32 ha	石原集落
集	D	米・麦	3.00 ha	米・麦	3.00 ha	石原集落
計	4人		3.94 ha		3.94 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>地主の役割について取組方針 水田利用について、地主は預けるだけでなく、畦畔などの草刈りや水管理など出来ることをやる仕組みを集落(地域)で構築するための検討を行っていく。</p>
<p>農地中間管理機構の活用方針 農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、農地を機構に貸し付けて、集積や集約化を目指していく。</p>
<p>多面的機能支払交付金の活用方針 多面的機能支払交付金事業を今後も積極的に活用して、農地、水路、農道などの維持管理を図っていく。</p>

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m ²)		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
6				
	計			

注: 農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。
なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
多久市	仁位所地区(仁位所集落)	令和3年3月31日	年 月 日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	15ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	14ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	2ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 (備考)	6ha

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

- ・法人の認定新規就農者1経営体への集積が進んでいる。
- ・集落内の農道水路整備は非農家も参加している。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・水田利用は、中心経営体の法人の認定新規就農者1経営体が担っていく。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認就	A	水稲・麦・大豆	2.00	水稲・麦・大豆	8.00	仁位所集落
計	1人		2.00 ha		8.00 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>農地の貸付け等の意向 貸付け等の意向が確認された農地は、5筆、6,018㎡となっている。</p>
<p>地主の役割について取組方針 水田利用について、地主は預けるだけでなく、畦畔などの草刈りや水管理など出来ることをやる仕組みを集落(地域)で構築するための検討を行っていく。</p>
<p>農地中間管理機構の活用方針 農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、農地を機構に貸し付けて、さらなる集積や集約化を目指していく。 また、中心経営体が諸事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて確実な中心経営体への貸付けを進めていく。</p>
<p>各種交付金の活用方針 中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金事業を今後も積極的に活用して、農地、水路、農道などの維持管理を図っていく。</p>

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(㎡)		
		貸付け	作業委託	売渡
1	別府6381-1	921		
2	別府6286	1,302		
3	別府6271	3,493		
4	別府5571-1	259		
5	別府5231-1	43		
6				
	計	6,018		

注: 農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
多久市	宝蔵寺地区(宝蔵寺集落)	令和3年3月31日	年 月 日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	5ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	5ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	1ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 (備考)	0ha

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

- ・耕作者の減少により水路管理が厳しくなっている。
- ・若い耕作者が少ない。
- ・今後は担い手の方への集積集約で農地を守っていくという、地域の中での考え方も必要。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・水田利用は、中心経営体である集落の認定農業者1経営体のほか、営農組合及び入作の認定農業者1経営体が担っていく。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	米・麦・大豆	0.50 ha	米・麦・大豆	0.60 ha	宝蔵寺集落
認農	B	水稲	0.18 ha	水稲	0.18 ha	宝蔵寺集落
集	C	米・麦	0.29 ha	米・麦	0.29 ha	宝蔵寺集落
集	D	水稲・麦	0.22 ha	水稲・麦	0.22 ha	宝蔵寺集落
計	4人		1.19 ha		1.29 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

地主の役割について取組方針

水田利用について、地主は預けるだけでなく、畦畔などの草刈りや水管理など出来ることをやる仕組みを集落(地域)で構築するための検討を行っていく。

農地中間管理機構の活用方針

農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、農地を機構に貸し付けて、さらなる集積や集約化を目指していく。

また、中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて確実な中心経営体への貸付けを進めていく。

多面的機能支払交付金の活用方針

多面的機能支払交付金事業を今後も積極的に活用して、農地、水路、農道などの維持管理を図っていく。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m ²)		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
6				
	計			

注: 農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。